

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.57

**〔共通〕問1** 消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の点検及び報告に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 収容人員が300人以上の特定防火対象物（消防法施行令別表第一(16の3)項に掲げる防火対象物を除く。）は、火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物である。
- (2) 防火対象物点検資格者とは、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で一定の講習課程を修了し、免状の交付を受けている者である。
- (3) 防火対象物点検資格者が定期に点検することとされている事項は、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項である。
- (4) 防火対象物点検資格者に対して定期に防火対象物の点検を行わせる義務を負っているのは、当該防火対象物の防火管理者である。

**〔消防用設備等〕問1** 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物の関係者は、規模の大小にかかわらず消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。
- (2) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる防火対象物であって延べ面積が300㎡以上のものの関係者は、消防長又は消防署長が当該用途・規模の防火対象物は火災予防上必要があると認めて消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査が必要と指定している場合に、消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。
- (3) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないものの関係者は、規模の大小にかかわらず消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。ただし、当該階段は屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有するものではないものとする。
- (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査が必要な用途・

規模の防火対象物の関係者は、当該防火対象物に簡易消火用具及び非常警報器具を設置した場合においても消防長又は消防署長による検査を受ける必要がない。ただし、簡易消火用具及び非常警報器具以外の消防用設備等又は特殊消防用設備等は設置していないものとする。

**〔消防用設備等〕問2** 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の自動車の修理又は整備の用に供される部分で地階又は2階以上の階の床面積が200㎡以上のものには水噴霧消火設備等を設置する必要がある。
- (2) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の自動車の修理又は整備の用に供される部分で、1階の床面積が500㎡以上のものには水噴霧消火設備等を設置する必要がある。
- (3) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、屋上部分の床面積が300㎡以上のものには水噴霧消火設備等を設置する必要がある。ただし、当該部分は、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造ではないものとする。
- (4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が5台以上のものには水噴霧消火設備等を設置する必要がある。

**〔防火査察〕問1** 消防法（以下「法」という。）第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しの不利益処分を実施する場合は、前段措置として行政手続法に基づく聴聞の機会を付与する必要があるが、聴聞の手続き等に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 聴聞は、行政庁の指名する職員が主宰し、聴聞主宰者は聴聞調書及び報告書を作成するとともに、特例認定の取消しを行うか否か不利益処分の決定を行う必要がある。
- (2) 聴聞の開催については、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書により通知する。
- (3) 聴聞通知書を通知すべき名あて人の所在が判明しない場合は、公示送達の方法により行い、公示場所は消防署等とし、掲示開始から2週間を経過した時点で通知が到達したものとみなし手続きを進めることができる。
- (4) 聴聞の実施に際し、当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理することができる。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示である。
- (2) 命令内容については、命令内容が実現不可能であったり、不明確であってはならず、法令の規制内容を逸脱しないよう注意しなければならない。また、行政庁は、命令の客体（名あて人）に対し、当該命令の理由を示さなければならない。
- (3) 命令の要件は、法の各命令規定に示される要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。
- (4) 命令を行った時の公示については、平成14年の消防法の一部改正により創設されたものであるが、命令の客体（名あて人）の改修の動向を踏まえ、公示が義務付けられている命令

を発動した場合においても、行政庁の裁量で標識を設置しないなど、違反を是正させるための対応を取ることができる。

〔危険物〕問1 保安講習に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 講習を受けなければならない者は、製造所等において危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者である。
- (2) 講習の実施機関は、都道府県知事である。
- (3) 原則として、危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内に講習を受けなければならない。
- (4) 講習は、免状の交付を受けた都道府県又は居住地若しくは勤務地の都道府県において受けなければならない。

〔危険物〕問2 危険物の試験における標準物質に関する次の組み合わせのうち、誤っているものはどれか。

- (1) 燃焼試験 過塩素酸カリウム、臭素酸カリウム
- (2) 落球式打撃感度試験 硝酸カリウム、赤りん
- (3) 熱分析試験 2,4-ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイル
- (4) 大量燃焼試験 過塩素酸カリウム

## 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

### 昇任試験実力養成講座

#### 共通（消防士長・消防司令補）問題

##### 〔地方自治〕

問1 答 (1)

- 解説 (1)、(2) 地方自治法第252条の22第1項参照。  
 (3) 地方自治法第252条の24第1項参照。  
 (4) 地方自治法第252条の24第2項参照。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第284条第2項参照。  
 (2) 地方自治法第284条の2第1項参照。  
 (3) 地方自治法第287条第2項参照。  
 (4) 地方自治法第288条参照。

##### 〔公務員法制等〕

問1 答 (4)

- 解説 定年制は、非常勤職員及び臨時的任用職員には適用されない（地方公務員法第28条の2第4項参照）。

問2 答 (1)

- 解説 消防職員については、地方公務員法第57条に基づき、消防組織法が地方公務員法の特例法として定められているが、消防法は地方公務員法の特例法ではない。

##### 〔消防組織〕

問1 答 (3)

- 解説 設問のような場合には、市町村相互の応援の場合と異なり、都道府県の部隊を市町村の指揮の下に入れ

ることとはせず、市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとされている（消防組織法第48条）。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第39条第1項参照。  
 (2) 消防組織法第39条第2項参照。議会の議決を要するものとはされていない。  
 (3) 消防組織法第42条第1項参照。  
 (4) 消防組織法第42条第2項参照。

問3 答 (5)

- 解説 (5) 速やかに応援出動を行うものとする。  
 →速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。

##### 〔消防法規〕

問1 答 (1)

- 解説 消防法第3条参照。

問2 答 (2)

- 解説 消防法施行規則第4条の2の15第1項参照。

##### 〔消防設備〕

問1 答 (4)

- 解説 消防法施行令第7条第6項参照。

問2 答 (3)

**〔警防〕**

問1 答 (5)

解説 逃げ遅れ情報のない場合は、逃げ遅れた者がある  
と考え活動する。

問2 答 (3)

解説 泡放射は、タンク内への直撃を避けて、側板と利  
用して注入する。

問3 答 (2)

解説 指揮本部長は、現場責任者が未到着等により協議  
が行えないときは、鉄道職員に列車の運行停止等によ  
る安全措置の確認を求め、その結果安全が確認できた  
場合に活動を開始する。

**〔救急〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 全国の1,720 市町村のうち98.0%に当たる1,  
685市町村において救急業務が実施されている。  
(2) 救急隊は、平成24年4月1日現在、救急業務  
を実施している1,685 市町村に5,965隊設置され  
ており、前年の4,927隊に比べて38隊 (約0.8%)  
増加している。  
(3) 救急救命士運用隊数は、4,763隊であり、前  
年の4,648隊に比べて115隊 (2.5%) 増加してい  
る。救急救命士運用隊の割合は、全救急隊の  
95.9% (前年比1.6%増) となっている。  
(4) 救急自動車による出動件数は、全国で1日平  
均1万5,637件 (前年1万4,969件) であり、5.5  
秒に1回 (前年5.8秒に1回) の割合で救急隊  
が出動している  
(5) 平成23年中の救急自動車による現場到着所要  
平均時間は8.1分であり、昨年と比べて0.1分  
延長した。

問2 答 (1)

解説 a. 卒倒していることから、頭部を中心に外傷の  
観察も行う。  
b. 心停止の可能性及び脈拍に不整があることか  
ら、観察の意味からも除細動器を装着する。  
d. 救急隊が引継ぎ後、胸骨圧迫を行わない理由  
の説明は必要としても、一般の方には正常な呼  
吸が確認できなければCPRを行うこととされ  
ており、CPRの実施により回復した可能性も  
ある。  
e. 気管挿管の適応は心停止かつ呼吸停止の傷病  
者と定められている。

問3 答 (2)、(3)

解説 (1) 都道府県に1箇所整備される。  
(4) 救命救急センターに搬送される傷病者のうち

特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒の傷病者  
を受け入れる。

(5) おおむね人口100万人に1箇所整備される。

**予防技術検定模擬テスト**

**〔共通〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第8条の2の2第1項、消防法施行令  
第4条の2の2。  
(2) 消防法第8条の2の2第1項、消防法施行規  
則第4条の2の4第4項。  
(3) 消防法第8条の2の2第1項。  
(4) 消防法第8条の2の2第1項。防火管理者で  
はなく当該防火対象物の管理について権原を有  
する者が、防火対象物点検資格者に対して点検  
を行わせる義務を負っている。なお、消防長等  
に対する報告義務も同様である。

**〔消防用設備等〕**

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第17条の3の2、消防法施行令第35条  
第1項第1号。  
(2) 消防法第17条の3の2、消防法施行令第35条  
第1項第2号。消防法施行令別表第一(4)項に掲  
げる延べ面積が300㎡以上の防火対象物に係る  
消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査義務  
については、消防長又は消防署長による指定要  
件はない。  
(3) 消防法第17条の3の2、消防法施行令第35条  
第1項第4号。  
(4) 消防法第17条の3の2、消防法施行令第35条  
第2項。

問2 答 (4)

解説 (1) 消防法施行令第13条第1項。  
(2) 消防法施行令第13条第1項。  
(3) 消防法施行令第13条第1項。  
(4) 消防法施行令第13条第1項。5台以上ではな  
く10台以上で水噴霧消火設備等の設置義務が生  
ずる。

**〔防火査察〕**

問1 答 (1)

解説 (1) 特例認定の取消しを行うか否か不利益処分  
の決定は、行政庁に提出された聴聞調書及び報告  
書に記載された主宰者の意見を踏まえ、行政庁  
が行うので、不適當。  
(2) 行政手続法第15条及び違反処理マニュアルに  
より適當。  
(3) 行政手続法第15条及び違反処理マニュアルに  
より適當。